

## 障害者採用計画通報書

機関名 羽後町立羽後病院

A 計画の始期及び終期		① 始期 令和 8 年 1 月 1 日			② 終期 令和 8 年 12 月 31 日		
B 計画の基礎並びに会計年度末及び計画の終期の状況							
区分	計画の基礎 7年 6月 1日 現在	(イ) 計画の始期～ ( 令和7 ) 年度末 採用予定数 1.0 人	年度末において見込まれる職員の状況 140.0 人	(ロ) ( 令和8 ) 年度当初～計画の終期 採用予定数 6.0 人	計画終期において見込まれる職員の状況 146.0 人	合計	
	③ 職員の総数 139.0 人	a 1.0 人	b 140.0 人	b 6.0 人	146.0 人	a + b 7.0 人	
④ 除外職員を除く職員の数 139.0 人						7.0 人	
⑤ 除外率 20 %							
⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 112.0 人			112.0 人		117.0 人		
⑦ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数 2.0 人	c 0.0 人	d 2.0 人				c + d 1.0 人	
⑧ 実雇用率 (⑦／⑥×100) 1.79 %			1.79 %		2.56 %		
⑨ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の不足数 (⑥×法定雇用率-⑦) 1.0 人			1.0 人		0.0 人		
C 採用を予定する職員の数							
⑩ 組織の区分	(イ) ( 令和7 ) 年度		(ロ) ( 令和8 ) 年度		合計		
	⑪ 除外職員を除く職員の数 1.0 人	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数 0.0 人	⑪ 除外職員を除く職員の数 6.0 人	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数 1.0 人	⑪ 除外職員を除く職員の数 7.0 人	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数 1.0 人	
羽後町立羽後病院							
計	a 1.0 人	c 0.0 人	b 6.0 人	d 1.0 人	a + b 7.0 人	c + d 1.0 人	
D 備考							
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。							
令和 7 年 11 月 28 日				任命権者の官職及び氏名 羽後町立羽後病院 都道府県労働局長 開設者 羽後町長 佐々木 康寛			
記入担当者		所属部課名		羽後町立羽後病院		氏名	
						高橋 智佳史	

## 様式第1号（裏面）

### 〔注意〕

- 1 B欄及びC欄の(イ)には計画の始期から当該計画の始期が属する年度の末までの状況について、(ロ)には(イ)に記載した年度の次年度当初から計画の終期までの状況について記載すること。あわせて、(イ)及び(ロ)欄の( )内には、それぞれ該当する年度を記入すること。
- 2 ③欄には、当該機関に常時勤務する職員の全数を記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。
- 2-2 ③欄、④欄、⑥欄及び⑪欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 3 ④欄には、③欄の数から障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。
- 4 「計画の基礎」の⑤欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の「⑧適用される除外率」欄に記載した数値をそのまま記載すること。(イ)及び(ロ)の⑤欄にも同じ数を記載すること。
- 5 ⑥欄には、④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を④欄の数から控除した数を記載すること。
- 6 「計画の基礎」の⑦欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。以下この6において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員（特定短時間勤務職員を除く。以下この6において同じ。）、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 7 「計画の基礎」の③欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の①c欄の数が、④欄には当該通報書の①c欄の数から②f欄の数を減じた数が、⑤欄には当該通報書の「⑧適用される除外率」欄の数が、⑥欄には当該通報書の「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」欄の数が、⑦欄には当該通報書の「⑩障害者計」欄の数が、それぞれ記載されることとなること。
- 8 ⑦欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑧欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑨欄には、⑥欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑦欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 11 ⑩欄には、令第3条第3項に規定する任命権者にあっては厚生労働大臣と協議して決定した組織の区分を記載し、その他の任命権者にあっては組織の区分をしないこと。
- 12 ⑪欄には、欠員補充又は増員のために採用を予定する職員の数を記載すること。この場合において、欠員補充については、過去の実績に基づいて算定し、増減員については、それぞれの組織において確実に増減員が見込まれるもののみを算定すること。
- 13 ⑫欄及び⑬欄については、令第3条第3項に規定する任命権者は、⑥欄において増減を見込んだ場合であって、この増減分が組織ごとに確定することのできないときは、組織ごとに区分せず、合計欄においてその分を加減して記載すること。
- 14 B欄の「採用予定数」の④欄とC欄の⑪欄の計、B欄の「採用予定数」の⑦欄とC欄の⑫欄の計はそれぞれ一致すること。
- 15 その他特記事項がある場合はD欄に記載すること。